

告示第 112 号

太子町防犯カメラ設置補助金交付要綱（令和 5 年告示第 32 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

令和 8 年 8 月 14 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度の補助金の交付申請の上限の特例）

- 3 令和 8 年度の補助金の申請については、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、1 団体につき、1 会計年度に 2 箇所を上限とする。